

御杖村契約規則の一部を改正する規則

御杖村契約規則(昭和 40 年御杖村規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(一般競争入札の参加者の資格の公示)

第 2 条 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 5 第 2 項の規定による公示は、掲示その他の方法をもって行わなければならない。

第 3 条第 1 項本文中「地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)」を「令」に改め、「本村」を削り、同条第 2 項第 8 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第 4 条第 3 項各号列記以外の部分中「国債及び地方債のほか、」を削り、同項第 4 号中「振出し」を「振り出し、」に改める。

第 5 条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる」の次に「担保について、当該各号に定める」を加え、同条第 1 号中「、地方債、金融債、事業債」を「及び地方債」に改める。

第 6 条第 2 号中「履行した者」を「履行したもの」に改める。

第 7 条中「かえて」を「代えて」に、「契約の締結」を「次条の規定により還付することとなる」に、「取立て、」を「取り立て、」に改める。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、予定価格を事前に公表する場合は、予定価格を記載した書面を封書にしないことができる。

第 9 条第 2 項前段中「売り払い」を「売払い」に改め、同条第 4 項中「及び第 2 項」を「及び第 3 項」に改める。

第 10 条の 4 第 1 項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 11 条第 2 項中「者に」を「ものに」に改め、同条第 3 項中「行なう」を「行う」に改める。

第 13 条第 1 項本文中「第 3 項」を「第 4 項」に、「、又は」を「又は」に改め、「ときは、」の次に「開札録(第 2 号様式)により」を加え、同条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第 13 条の 3 の見出し中「通知等」を「通知」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 14 条の見出し中「資格等」を「資格」に改め、同条第 1 項中「指名競争入札」を「令第 167 条の 11 第 2 項に規定する指名競争入札」に改め、「及びその審査」を削り、同条第 2 項中「に準用」を「について準用」に改める。

第 15 条に次の 1 項を加える。

- 2 令第 167 条の 12 第 2 項の規定による通知は、第 3 条第 2 項各号(第 2 号を除く。)に掲げる事項についてしなければならない。

第 15 条の 2 中「(総合評価落札方式を除く。)」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、総合評価落札方式の場合は、この限りでない。

第 17 条第 1 項第 1 号中「1, 300, 000 円」を「200 万円」に改め、同項第 2 号中「800, 000 円」を「150 万円」に改め、同項第 3 号中「400, 000 円」を「80 万円」に改め、同項第 4 号中「300, 000 円」を「50 万円」に改め、同項第 5 号中「300, 000 円」を「30 万円」に改め、同項第 6 号中「500, 000 円」を「100 万円」に改める。

第 18 条中「第 9 条、」を削る。

第 19 条の見出し中「契約書の作成等」を「契約締結の手続」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項本文中「前項」を「第 1 項」に改め、同項第 10 号を次のように改め、同項を同条第 3 項とする。

(10) 目的物の種類又は品質に関する担保責任に関する事項

第 19 条第 1 項中「契約の相手が決定したとき」を「落札者に決定する旨の通知を受けた者」に、「速やかに契約書を作成」を「当該通知を受けた日から 5 日以内(村長が特別の理由により必要があると認めるときは、村長の指定する日まで)に契約保証金を納付し、契約書(第 3 号様式)その他必要な書類を提出」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定する期間内において、正当な理由なく契約書に記名押印しないときは、その者に係る落札の決定を取り消すことができる。

第 19 条の 2 第 1 項中「300, 000 円」を「30 万円」に改める。

第 21 条第 5 項中「第 8 条」を「次条」に改める。

第 23 条ただし書中「かし担保契約の特約がある」を「契約において別段の定めをした」に、「当該かし担保契約義務の終了まで、その全部又は一部を保留することができる」を「この限りではない」に改める。

第 23 条の 2 中「かし担保特約」を「引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である場合において当該契約不適合を保証する特約」に改める。

第 24 条第 2 項中「第 5 号様式」を「監督日誌(第 5 号様式)」に改める。

第 25 条第 2 項中「第 8 号様式による請求書」を「前払金請求書(第 8 号様式)」に改め、同条第 5 項中「こえない」を「超えない」に改める。

第 27 条第 1 項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 2 号中「責に」を「責めに」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。